

徳島県議会議員の請負の状況の公表に関する規程実施要領

〔令和五年四月二十一日制定〕

（趣旨）

第一条 この要領は、徳島県議会議員の請負の状況の公表に関する規程（令和五年徳島県議会規程第二号。以下「規程」という。）の実施について必要な事項を定めるものとする。

（請負状況等報告書等）

第二条 規程第二条第一項の規定による報告は、請負状況等報告書（様式第一号）により行わなければならない。

2 規程第二条第二項の規定による訂正の届出は、訂正届（様式第二号）により行わなければならない。
（報告の一覧の訂正）

第三条 議長は、規程第三条の規定による報告の一覧の公表後に、当該一覧を訂正するときは、訂正前の記載が確認できるように訂正しなければならない。
（報告等の閲覧）

第四条 規程第四条第二項の規定による閲覧（以下この条及び次条において単に「閲覧」という。）は、当該報告をすべき期限の翌日から起算して六十日を経過する日の翌日からすることができる。

2 閲覧をしようとする者は、閲覧請求書（様式第三号）に必要な事項を記載しなければならない。

3 閲覧は、議長が指定する場所で、執務が通常行われる時間中にしなければならない。

4 閲覧に係る報告及び訂正の届出は、前項に規定する場所以外に持ち出すことができない。

5 閲覧に係る報告及び訂正の届出は、丁重に取り扱い、破損し、汚損し又は加筆等の行為をしてはならない。

6 議長は、前三項の規定に違反する者に対しては、その閲覧を中止させ、又は閲覧を禁止することがある。

（期限等の特例）

第五条 規程第二条第一項の規定による報告をすべき期限が、徳島県の休日定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項に規定する県の休日（以下この項及び次項において「休日」という。）に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日をもってその期限とみなす。

2 前条第一項の規定による閲覧をすることができる最初の日（以下この項において「閲覧開始日」という。）が、休日に当たるときは、その日後において、その日に最も近い休日でない日をもって閲覧開始日とみなす。

附 則

この要領は、令和五年五月一日から施行する。

様式第 1 号（第 2 条関係）

年 月 日

請負状況等報告書

徳島県議会議長 殿

徳島県議会議員

徳島県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

ア 契約締結 日	イ 対象とする役 務、物件等	ウ 契約金額(円) (契約金額が定め られていない請負 にあつては、その 旨)	エ 支払を受けた請 負の対価の額(円)	オ エの支払 を受けた日

カ エの欄の額の総額	円
------------	---

注 ウ、エ及びカの欄の額は、消費税及び地方消費税込みの額を記入すること。

様式第2号（第2条関係）

年 月 日

訂 正 届

徳島県議会議長 殿

徳島県議会議員 _____

徳島県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第2条第2項の規定により、
次のとおり訂正を届け出ます。

- 1 訂正する報告書
- 2 訂正箇所及び訂正内容
- 3 訂正理由

様式第 3 号（第 4 条関係）

年 月 日

閲覧請求書

徳島県議会議長 殿

住所又は居所 _____

氏名 _____

徳島県議会議員の請負の状況の公表に関する規程第 4 条第 2 項の規定により、
次のとおり閲覧を請求します。

閲覧を請求する報告又は訂正の届出	閲覧を請求する範囲